

第7期介護保険事業計画「取組と目標」に対する自己評価シート

※「介護保険事業(支援)計画の進捗管理の手引き(平成30年7月30日厚生労働省老健局介護保険計画課)」の自己評価シートをもとに作成

第7期介護保険事業計画に記載の内容				R2年度(年度末実績)		
区分	現状と課題	第7期における具体的な取組	目標 (事業内容、指標等)	実施内容	自己評価	課題と対応策
①自立支援・介護予防・重度化防止	平成29年10月から住民主体による通いの場の活動を支援するため、補助事業を実施している。地域の中に住民が気軽に通うことができる通いの場を創出することで、閉じこもり防止やうつ予防といった効果が期待されるとともに、高齢者の社会参加、地域貢献の場の創出につなげることを目的としている。	住民主体の通いの場の支援	住民主体の通いの場への補助事業を継続して実施することで、通いの場の創出につなげる。具体的な数値目標等の計画への記載はなし。	前年度に引き続き補助事業を実施。 補助事業実績 ○申請団体 R1(5件) → R2(4件)	△	もともと人材等の地域資源が不足していることで通いの場の新規創出が難しい状況の中、コロナ禍も重なったことでさらに厳しい状況となった。 また、既存の活動についても一部が活動休止状態となるなど、活動の存続も難しい状況であった。 今後は、既存の活動を維持するため、通いの場における感染症対策を明確化するなどして、主催者が活動しやすいよう取り組むとともに、新たに通いの場の開催を希望している方がいる場合には積極的に介入し、創出に向けた支援を行うこととする。
①自立支援・介護予防・重度化防止	在宅医療・介護の連携に関し、医療・介護関係者からの相談を受け付けする窓口が設置されていない。	在宅医療・介護連携に関する相談窓口の設置	地域包括支援センター内に「在宅医療・介護連携支援センター」を設置する。	地域包括支援センター内に「大鰐町在宅医療・介護連携支援センター」を設置し、医療・介護関係者からの相談を随時受け付けしている。	○	在宅医療・介護連携に関する相談が少ないため、引き続き相談窓口の周知を図っていく。
①自立支援・介護予防・重度化防止	近隣市町村の医療機関や介護施設を利用している町民が多いことから、在宅医療・介護の連携を推進するためには、近隣市町村と一体的に進めていく必要がある。このため、平成29年11月に近隣5市町村と協定を結び、プロジェクトチームを創設した。	在宅医療・介護連携の広域的な事業の推進	広域的に事業を推進する必要があることから、医師会や職能団体等に働きかけを行う。計画策定時点では協定を結んで間もないため、具体的な取り組み目標は記載していない。	協定市町村において広域実施の5事業について協働で推進するとし、担当者レベルの作業部会を年5回、担当課長レベルのプロジェクトチーム検討会を年1回開催。コロナ禍のため、多職種研修会をアンケート形式とする等して工夫しながら事業実施に繋げた。	○	コロナ禍により実施困難であった事業もあったため、代替策について検討していく。又事業実施から数年が経過したため、PDCAサイクルに沿った取組み内容の見直しを図っていく。
①自立支援・介護予防・重度化防止	平成28年4月に生活支援体制整備協議体は設置済み。生活支援コーディネーターを配置することで、資源創出等の具体的なテーマによる協議を行う等、活動内容の充実化を図る。	生活支援コーディネーターの配置	生活支援コーディネーターを配置する。配置にあたっては、充て職による任用はせず、地域の中で適切にコーディネート業務を担うことができる人材を配置する。	平成30年4月から町社協職員1名を生活支援コーディネーターとして配置している。	○	令和2年12月をもってコーディネーターとして従事していた職員が退職となったことから、急遽代理の職員を配置するとともに、職員を募集し、令和3年4月から新たに職員1名を生活支援コーディネーターとして配置した。 今後は、新たに配置されたコーディネーターとの連携を密に図るとともに、必要な研修の受講を促します。
①自立支援・介護予防・重度化防止	生活支援の体制整備のため、地域住民の生活支援ニーズを把握する必要がある。平成28年12月にニーズ調査を行ったが、アンケートでは把握出来ない細かなニーズについても把握するための取り組みを行わなければならない。また、地域資源の把握も出来ていない。	地域資源・ニーズの把握	より細かな地域ニーズの把握に努めるとともに、地域資源の把握も行い、地域資源リスト(マップ)の作成を行う。	令和元年度までの調査で、買い物や通院等、移動支援に対するニーズが多いことが判明したため、令和2年度は将来的な活用を見据え、移動販売を試験的に実施した。また、地域住民の交流の機会を創出するため、感染症対策にも配慮しつつ、ほっとカフェ等を地域で開催した。	◎	買い物支援については、具体的方策の創出には至らなかったことから、引き続き検討を行う。 雪かきやゴミ出しのニーズも比較的多いことから、これらのニーズに対する方策についても検討を行う。
①自立支援・介護予防・重度化防止	平成28年1月に認知症地域支援推進員を地域包括支援センターに配置しており、相談支援の場として認知症カフェ等を開催している。	認知症カフェ等の継続実施	認知症高齢者及びその介護家族の相談支援の場として、第7期計画期間においても事業を継続して実施する。 ○認知症介護家族の集い 開催回数 2回/年 年間参加者見込数 10名/年 ○認知症カフェ 開催回数 4回/年 年間参加者見込数 40名/年	○認知症介護家族の集い 開催回数 2回/年 年間参加者数 6名/年 ○認知症カフェ 開催回数 1回/年 年間参加者数 4名/年	○	○認知症介護家族の集い 計画通り年2回開催することができたが、参加人数は少なく、新規参加者はいるものの参加者が固定化している。参加しやすい環境づくりのため次年度は年4回に増やし、会場も2ヶ所で実施する。 ○認知症カフェ 年4回の予定であったが、新型コロナウイルスの影響により、開催は1回となっている。参加者が少なく固定化していることから、次年度は感染状況をみながら地区集会施設等で開催し、認知症について地域の理解を得られるよう、正しい知識の普及啓発を行う。

第7期介護保険事業計画に記載の内容				R2年度(年度末実績)		
区分	現状と課題	第7期における具体的な取組	目標 (事業内容、指標等)	実施内容	自己評価	課題と対応策
①自立支援・介護予防・重度化防止	社会全体で認知症高齢者やその家族を支える基盤整備のため、認知症に対する正しい知識と理解を持ち、出来る範囲での助けを行う支援者「認知症サポーター」を養成している。サポーターの養成講座は継続して行っているものの、より高度で実践的な知識の習得を目的としたステップアップ講座はまだ開催したことがない。	認知症サポーター養成講座の継続実施と、ステップアップ講座の開催	○認知症サポーター養成講座 開催回数 5回/年 年間参加見込者数 140名/年 ○認知症サポーターステップアップ講座 開催する旨記載しているが、具体的な数値目標等は記載していない。	○認知症サポーター養成講座 開催なし ○認知症サポーターステップアップ講座 開催なし	△	認知症サポーター養成講座を2回計画したが、新型コロナウイルスの影響により中止となっている。次年度は新型コロナウイルスの状況をみながら、認知症カフェや徘徊模擬訓練等の事業と連動し、計画的に開催する。ステップアップ講座は認知症サポーター受講者の希望があれば開催する他、チームオレンジの構築を見据えて計画していく。
①自立支援・介護予防・重度化防止	医療・介護等の多職種と住民組織等によるネットワークを構築し、地域包括ケアの基盤を整備することを目的とした地域ケア推進会議についてはこれまでも継続して開催してきたが、個別ケース等を実務者レベルで協議し、改善につなげる地域ケア個別会議についてはほとんど実績がない。	地域ケア会議の推進	推進会議は継続して実施するとともに、個別会議についても、速やかな課題解決のため必要に応じて開催する。具体的な数値目標等は記載していない。	○個別会議 R1(2件)→R2(1件) ○推進会議 R1(1件)→R2(0件) ※R2年度については新型コロナウイルス感染状況から開催直前にやむを得ず中止の判断に至っている。	○	地域課題把握のためには個別会議の積み重ねが重要であるため、今後も引き続き多様な方法でケースの拾い上げを行い開催に繋げていく。推進会議については、コロナ禍を踏まえ開催方法の見直しを図る。
②給付適正化	認定の更新申請について、現在の認定が適切かどうかを確認するため、継続して調査を委託している受給者については、町直営での調査を行っている。	要介護認定の適正化	更新申請に係る町直営調査を引き続き実施する。 年間調査件数(見込) 140件	現在の状態と介護度の乖離がないかチェックするため、更新申請についても町職員による調査を実施した。	◎	認定調査専従職員を1名配置し、更新申請についてもスケジュール上可能な範囲で調査を実施した。
②給付適正化	ケアプラン点検を円滑に行うため、平成28年度に給付適正化システムを導入したが、ほぼ活用出来ずにいた。	ケアプラン点検	システムを活用し、点検が必要なケアプランを抽出後、ヒアリングシートを作成して送付することで、介護支援専門員に当該ケアプランの確認を促す。 点検作業回数 2回/年	給付適正化システムを活用した点検を1回(7名)実施した。	△	点検は実施したが、過大給付等の適正化には至らなかった。効果的な点検方法について再度検討する必要がある。
②給付適正化	住宅改修については、申請書類のチェックとともに、改修現場に向いて適切な改修内容となっているかどうかをチェックしている。また、福祉用具貸与・購入についても、書類の内容を確認し、適切な給付かどうかをチェックしている。	住宅改修等の点検	住宅改修及び福祉用具貸与・購入のチェックについては、これまでと同様のチェック処理を継続して行う。数値目標は記載しているが、原則全ての申請に対し、このチェックを行う。	計画に記載の点検は概ね実施出来た。	◎	リハビリ専門職の介入による確認の充実化を目指す。

行は必要に応じて適宜追加してください